

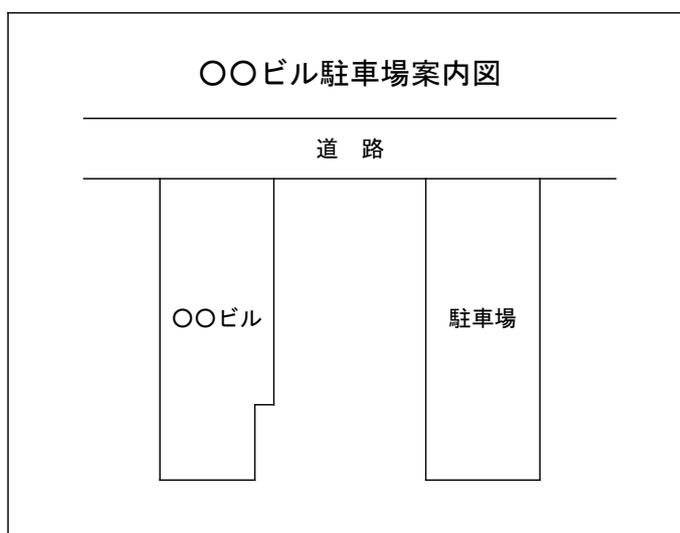
隔地駐車施設設置建築物の表示の例

隔地駐車施設設置建築物

「札幌市建築物における
駐車施設の附置等に関する
条例」第6条第1項の規定
に基づく特例承認により、
隔地駐車施設を右図のとおり
設置しています。

承認年月日・番号
年 月 日 第 号

承認台数
台



※ 上記の表示は例ですので、作成及び設置に当たっては下記に留意願います。

- ① 建築物から駐車場に円滑に移動できる経路を示してください。
- ② 上記の表示は、建築物又はその敷地内で来訪者から見やすい場所に設置願います。
- ③ 表示寸法は、高さはおおむね60cm以上、幅はおおむね90cm以上とします。
- ④ 腐食・劣化しにくい材質とします。